J204
　この周波数帯は、非静止衛星システムに限るものとし、一次業務で固定衛星業務（宇宙から地球）にも分配する。
J205
　無線通信規則付録第30号に掲げる地域計画に基づく放送衛星業務の局に対する割当ては、その送信がこの計画に従って運用する放送衛星業務の送信と比べて大きな混信を生じさせず、又は混信からの大きな保護を必要としないことを条件として、固定衛星業務（宇宙から地球）の送信にも使用することができる。宇宙業務に関しては、この周波数帯は、主として放送衛星業務に使用しなければならない。
J206
　固定衛星業務の非静止衛星システムによる10.95―11.2GHz（宇宙から地球）、11.45―11.7GHz（宇宙から地球）、12.2―12.75GHz（宇宙から地球）、13.75―14.5GHz（地球から宇宙）、17.8―18.6GHz（宇宙から地球）、19.7―20.2GHz（宇宙から地球）、27.5―28.6GHz（地球から宇宙）及び29.5―30GHz（地球から宇宙）の使用は、固定衛星業務の他の非静止衛星システムとの調整のため、無線通信規則第9.12号の規定に従うことを条件とする。固定衛星業務の非静止衛星システムは、固定衛星業務の非静止衛星システムのための完全な調整情報又は通告情報のいずれか及び静止衛星網のための完全な調整情報又は通告情報のいずれかの無線通信局による受領の日にかかわらず、無線通信規則に従って運用する固定衛星業務の静止衛星通信網からの保護を求めてはならず、かつ、無線通信規則第5.43A号は適用されない。これらの周波数帯における固定衛星業務の非静止衛星システムは、その運用中に生じる可能性がある許容できないいかなる混信をも迅速に除去できるような方法で運用されなければならない。
J207
　この周波数帯において、二次業務の航空移動衛星業務における航空機地球局は固定衛星業務における宇宙局とも通信することができる。無線通信規則第5.29号から第5.31号までの規定を適用する。
J208
　12.2―12.44GHzの周波数帯において、ＶＳＡＴ地球局は、この周波数帯で運用される固定業務の局からの有害な混信に対して、保護を要求してはならない。
J209
　地球探査衛星業務（能動）及び宇宙研究業務（能動）によるこの周波数帯の使用は、航空無線航行業務に有害な混信を生じさせてはならず、その使用と発達を妨げてはならない。
J210
　航空無線航行業務によるこの周波数帯の使用は、ドップラー航行援助装置に限る。
J211
　一次業務の宇宙研究業務によるこの周波数帯の使用は、能動宇宙検知器に限る。宇宙研究業務によるこの周波数帯のその他の使用は、二次業務とする。
J212
　地球探査衛星業務（能動）及び宇宙研究業務（能動）によるこの周波数帯の使用は、無線標定業務に有害な混信を生じさせてはならず、その使用と発達を妨げてはならない。
J213
　無線通信規則第5.502号を参照すること。
J214
　無線通信規則第5.503号を参照すること。
J215
　無線通信規則第5.506A号を参照すること。
J216
　無線通信規則第5.511D号を参照すること。
J217
　無線通信規則第5.511A号を参照すること。
J218
　航空無線航行業務で運用する局は、ＩＴＵ－Ｒ勧告Ｓ.1340に従って有効等価等方輻射電力を制限しなければならない。フィーダリンク地球局からの有害な混信から航空無線航行局（無線通信規則第4.10号の適用があるものに限る。）を保護するために必要となる最低調整距離及びフィーダリンク地球局によって局所地平線に向けて送信される最大等価等方輻射電力は、ＩＴＵ－Ｒ勧告Ｓ.1340に従わなければならない。
J219
　無線標定業務によるこの周波数帯の使用は、航空無線航行業務で運用されている局に対して有害な混信を生じさせてはならず、これらの局からの保護を要求してはならない。
J220
　この周波数帯における無線標定業務の局の電力束密度は、15.35―15.4GHzの周波数帯における電波天文業務を保護するため、いかなる電波天文観測所においても、当該周波数帯のうちの50MHzの周波数帯域幅当たり時間率２％以上で－156dB（W／㎡）のレベルを超えてはならない。
J221
　この周波数帯で運用される宇宙能動検知器は、無線標定業務及び一次業務で分配されている他の業務に有害な混信を生じさせてはならず、それらの発達を妨げてはならない。
J222
　固定衛星業務（地球から宇宙）による17.3―18.1GHz及び18.1―18.4GHzの周波数帯の使用は、放送衛星業務のフィーダリンクに限る。
J223
　この周波数帯は、一次業務で気象衛星業務（宇宙から地球）にも分配し、静止衛星による使用に限る。
J224
　この周波数帯における固定業務及び固定衛星業務の局の電波の発射は、それぞれ無線通信規則第21.5A号及び第21.16.2号に示す値に制限される。
J225
　固定衛星業務によるこの周波数帯の使用は、静止衛星システム及び遠地点高度が20000㎞を超える軌道を持つシステムに限る。
J226
　無線通信規則第5.523A号を参照すること。
J227
　固定衛星業務（地球から宇宙）による19.3―19.6GHzの周波数帯の使用は、移動衛星業務を行う非静止衛星システムのフィーダリンクに限る。この場合は、無線通信規則第9.11A号に従って調整することを条件とし、無線通信規則第22.2号は適用されない。
J228
　固定衛星業務を行う静止衛星システム及び移動衛星業務を行う非静止衛星システムのフィーダリンクによるこの周波数帯（宇宙から地球）の使用は、無線通信規則第9.11A号に従って調整することを条件とし、無線通信規則第22.2号は適用されない。固定衛星業務を行う非静止衛星システム又は無線通信規則第5.523C号及び第5.523E号に示す場合によるこの周波数帯の使用は、無線通信規則第９条（第9.11A号を除く。）、第11条及び第22.2号を条件とする。
J229
　無線通信規則第5.523C号を参照すること。
J230
　無線通信規則第5.523E号を参照すること。
J231
　固定業務及び移動業務によるこの周波数帯の使用は、固定衛星業務又は一次業務で分配されている19.7―20.2GHzの周波数帯における移動衛星業務の宇宙局の電力束密度にいかなる制限も課さないものとする。